

太田市労働団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、労働団体が行う勤労者の福利厚生事業の一部について助成するもので、その交付に関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付団体)

第2条 補助金交付対象団体は、連合群馬太田地域協議会、太田地区労働組合協議会、太田地区労働者福祉協議会及び市長が必要と認める労働団体とする。

(補助金の額)

第3条 補助金は、当該年度における全体事業費の2分の1以内とし、予算の範囲内で交付する。

(交付対象経費)

第4条 補助金は、第1条に掲げる事業運営上必要と認められる対象事業に充てるものとし、対象経費は、報償費、旅費、需用費、役務費及び使用料とし、他の用途に使用してはならない。

(帳簿等の備付け)

第5条 補助事業の認定を受けて事業を行う者は、補助事業に係る収入及び支出を明瞭にした帳簿を備え、当該収入及び支出について根拠となる書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市労働団体補助金交付要綱（平成13年4月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付の決定を受けた者については、第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。